

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考																		
※宮城県地域防災計画の修正を踏まえ、登米市地域防災計画〔原子力災害対策編〕における「平常時」の表記は、全て「平時」に修正します。また、「対策拠点施設」の表記は、全て「オフサイトセンター」に修正します。 個別に新旧対照は作成しませんが、今回の他修正に係る部分については、修正前蘭もそれぞれ修正後の表記としています。																					
	第1章 総則	第1章 総則																			
	第1節から第4節まで （略）	第1節から第4節まで （略）																			
6	第5節 計画の基礎とすべき災害の想定 1及び2 （略） 3 緊急事態における判断基準 （1）略 表1－5－1 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係 <table><tr><th>緊急事態区分</th><th>概 要</th><th>原災法との関係</th></tr><tr><td>警戒事態 (Alert)</td><td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備 を開始する段階</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table> （2）運用上の介入レベル （略）	緊急事態区分	概 要	原災法との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備 を開始する段階		（略）			第5節 計画の基礎とすべき災害の想定 1及び2 （略） 3 緊急事態における判断基準 （略） （1）略 表1－5－1 緊急事態区分と原災法の枠組みとの関係 <table><tr><th>緊急事態区分</th><th>概 要</th><th>原災法との関係</th></tr><tr><td>警戒事態 (Alert)</td><td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するEALのうち原子力施設において異常事態が発生した場合に限る。）を開始する段階</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table> （2）運用上の介入レベル （略）	緊急事態区分	概 要	原災法との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するEALのうち原子力施設において異常事態が発生した場合に限る。）を開始する段階		（略）			▶原子力災害対策指針の改正
緊急事態区分	概 要	原災法との関係																			
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備 を開始する段階																				
（略）																					
緊急事態区分	概 要	原災法との関係																			
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（※1）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（※2）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するEALのうち原子力施設において異常事態が発生した場合に限る。）を開始する段階																				
（略）																					
8	表1－5－2 緊急事態区分とEALの枠組み 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力_____株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準 （略）	表1－5－2 緊急事態区分とEALの枠組み 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）に適用される基準 （略）	▶社名変更の適用																		
13	実用発電用原子炉（東京電力_____株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準 （略）	実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のものに適用される基準 （略）	▶社名変更の適用																		

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考																																												
	第6節及び第6節の2（略）	第6節及び第6節の2（略）																																													
	第7節	第7節																																													
22	（略） 1 から 5 まで（略） 6 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>東北管区警察局</td><td>（略）</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td>東北財務局から 東北農政局まで</td><td>（略）</td></tr><tr><td>東北森林管理局</td><td><u>（1）</u> 林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</td></tr><tr><td>第二管区海上保安本部</td><td>（1）船舶に対する<u>緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示</u>に関すること。 （2）<u>船舶に対する各種制限措置の解除</u>に関すること。 （3）緊急時モニタリング<u>に対する協力</u>に関すること。</td></tr><tr><td>東北運輸局及び 仙台管区气象台</td><td>（略）</td></tr><tr><td>東北総合通信局</td><td><u>（1）</u> 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。</td></tr><tr><td>宮城労働局</td><td><u>（1）</u> 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</td></tr><tr><td>東北地方整備局</td><td><u>（1）</u> 所管する道路の道路管理に関すること。 <u>（2）直轄河川区域内の河川管理に関すること。</u></td></tr><tr><td>東北防衛局及び 国土地理院東北地方測量部</td><td>（略）</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東北管区警察局	（略）	_____	_____	東北財務局から 東北農政局まで	（略）	東北森林管理局	<u>（1）</u> 林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。	第二管区海上保安本部	（1）船舶に対する <u>緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示</u> に関すること。 （2） <u>船舶に対する各種制限措置の解除</u> に関すること。 （3）緊急時モニタリング <u>に対する協力</u> に関すること。	東北運輸局及び 仙台管区气象台	（略）	東北総合通信局	<u>（1）</u> 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。	宮城労働局	<u>（1）</u> 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。	東北地方整備局	<u>（1）</u> 所管する道路の道路管理に関すること。 <u>（2）直轄河川区域内の河川管理に関すること。</u>	東北防衛局及び 国土地理院東北地方測量部	（略）	（略） 1 から 5 まで（略） 6 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>東北管区警察局</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>東北管区行政評価局</u></td><td><u>（1）被災者への生活支援情報の提供</u> <u>（2）専用電話備えた相談窓口の開設</u> <u>（3）特別行政相談所の開設</u></td></tr><tr><td>東北財務局から 東北農政局まで</td><td>（略）</td></tr><tr><td>東北森林管理局</td><td>_____ 林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</td></tr><tr><td>第二管区海上保安本部</td><td>（1）船舶に対する<u>情報の伝達・周知</u> _____ に関すること。 （2）<u>海上交通安全の確保</u> _____ に関すること。 （3）緊急時モニタリング<u>の支援</u> _____ に関すること。</td></tr><tr><td>東北運輸局及び 仙台管区气象台</td><td>（略）</td></tr><tr><td>東北総合通信局</td><td>_____ 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。</td></tr><tr><td>宮城労働局</td><td>_____ 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</td></tr><tr><td>東北地方整備局</td><td>_____ 所管する道路の道路管理に関すること。 _____</td></tr><tr><td>東北防衛局及び 国土地理院東北地方測量部</td><td>（略）</td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	東北管区警察局	（略）	<u>東北管区行政評価局</u>	<u>（1）被災者への生活支援情報の提供</u> <u>（2）専用電話備えた相談窓口の開設</u> <u>（3）特別行政相談所の開設</u>	東北財務局から 東北農政局まで	（略）	東北森林管理局	_____ 林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。	第二管区海上保安本部	（1）船舶に対する <u>情報の伝達・周知</u> _____ に関すること。 （2） <u>海上交通安全の確保</u> _____ に関すること。 （3）緊急時モニタリング <u>の支援</u> _____ に関すること。	東北運輸局及び 仙台管区气象台	（略）	東北総合通信局	_____ 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。	宮城労働局	_____ 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。	東北地方整備局	_____ 所管する道路の道路管理に関すること。 _____	東北防衛局及び 国土地理院東北地方測量部	（略）	▶県地域防災計画との 整合
機関の名称	事務又は業務の大綱																																														
東北管区警察局	（略）																																														
_____	_____																																														
東北財務局から 東北農政局まで	（略）																																														
東北森林管理局	<u>（1）</u> 林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。																																														
第二管区海上保安本部	（1）船舶に対する <u>緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示</u> に関すること。 （2） <u>船舶に対する各種制限措置の解除</u> に関すること。 （3）緊急時モニタリング <u>に対する協力</u> に関すること。																																														
東北運輸局及び 仙台管区气象台	（略）																																														
東北総合通信局	<u>（1）</u> 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。																																														
宮城労働局	<u>（1）</u> 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。																																														
東北地方整備局	<u>（1）</u> 所管する道路の道路管理に関すること。 <u>（2）直轄河川区域内の河川管理に関すること。</u>																																														
東北防衛局及び 国土地理院東北地方測量部	（略）																																														
機関の名称	事務又は業務の大綱																																														
東北管区警察局	（略）																																														
<u>東北管区行政評価局</u>	<u>（1）被災者への生活支援情報の提供</u> <u>（2）専用電話備えた相談窓口の開設</u> <u>（3）特別行政相談所の開設</u>																																														
東北財務局から 東北農政局まで	（略）																																														
東北森林管理局	_____ 林産物の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。																																														
第二管区海上保安本部	（1）船舶に対する <u>情報の伝達・周知</u> _____ に関すること。 （2） <u>海上交通安全の確保</u> _____ に関すること。 （3）緊急時モニタリング <u>の支援</u> _____ に関すること。																																														
東北運輸局及び 仙台管区气象台	（略）																																														
東北総合通信局	_____ 電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。																																														
宮城労働局	_____ 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。																																														
東北地方整備局	_____ 所管する道路の道路管理に関すること。 _____																																														
東北防衛局及び 国土地理院東北地方測量部	（略）																																														
24	7（略） 8 指定公共機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ</td><td rowspan="6">（略）</td></tr><tr><td><u>東日本電信電話</u>株式会社宮城事業部</td></tr><tr><td>株式会社NTTドコモ東北支社</td></tr><tr><td>KDDI株式会社<u>東北総支社</u> _____</td></tr><tr><td>ソフトバンク株式会社から 日本赤十字社宮城県支部まで</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道株式会社<u>仙台部支社</u></td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ	（略）	<u>東日本電信電話</u> 株式会社宮城事業部	株式会社NTTドコモ東北支社	KDDI株式会社 <u>東北総支社</u> _____	ソフトバンク株式会社から 日本赤十字社宮城県支部まで	東日本旅客鉄道株式会社 <u>仙台部支社</u>	7（略） 8 指定公共機関 <table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ</td><td rowspan="6">（略）</td></tr><tr><td><u>NTT東日本</u> 株式会社宮城事業部</td></tr><tr><td>株式会社NTTドコモ東北支社</td></tr><tr><td>KDDI株式会社<u>コーポレート統括本部</u></td></tr><tr><td>ソフトバンク株式会社から 日本赤十字社宮城県支部まで</td></tr><tr><td>東日本旅客鉄道株式会社<u>東北本部</u></td></tr></table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ	（略）	<u>NTT東日本</u> 株式会社宮城事業部	株式会社NTTドコモ東北支社	KDDI株式会社 <u>コーポレート統括本部</u>	ソフトバンク株式会社から 日本赤十字社宮城県支部まで	東日本旅客鉄道株式会社 <u>東北本部</u>	▶県地域防災計画との 整合																										
機関の名称	事務又は業務の大綱																																														
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ	（略）																																														
<u>東日本電信電話</u> 株式会社宮城事業部																																															
株式会社NTTドコモ東北支社																																															
KDDI株式会社 <u>東北総支社</u> _____																																															
ソフトバンク株式会社から 日本赤十字社宮城県支部まで																																															
東日本旅客鉄道株式会社 <u>仙台部支社</u>																																															
機関の名称	事務又は業務の大綱																																														
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北グループ	（略）																																														
<u>NTT東日本</u> 株式会社宮城事業部																																															
株式会社NTTドコモ東北支社																																															
KDDI株式会社 <u>コーポレート統括本部</u>																																															
ソフトバンク株式会社から 日本赤十字社宮城県支部まで																																															
東日本旅客鉄道株式会社 <u>東北本部</u>																																															

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）		修正後		備考	
25	9	日本貨物鉄道株式会社東北支社及び 東日本高速道路株式会社東北支店		日本貨物鉄道株式会社東北支社及び 東日本高速道路株式会社東北支店		▶県地域防災計画との 整合
		日本銀行仙台支店	<u>(1)</u> 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関すること。	日本銀行仙台支店	<u> </u> 災害時における通貨供給及び金融機能の維持に関すること。	
		東北電力株式会社及び 日本郵便株式会社	(略)	東北電力株式会社及び 日本郵便株式会社	(略)	
		9 指定地方公共機関		9 指定地方公共機関		
		機関の名称	事務又は業務の大綱	機関の名称	事務又は業務の大綱	
	放送機関から 宮城県道路公社まで	(略)	放送機関から 宮城県道路公社まで	(略)		
	<u> </u>					

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和 7 年 3 月）	修正後	備考
37	①から③まで ④ 災害時優先電話等の活用 市は、 <u>東日本電信電話</u> 株式会社宮城支店等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。 ⑤から⑦まで （略）	①から③まで ④ 災害時優先電話等の活用 市は、 <u>N T T 東日本</u> 株式会社宮城支店等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用する。 ⑤から⑦まで （略）	▶社名変更の適用
	第 6 節 緊急事態応急体制の整備	第 6 節 緊急事態応急体制の整備	
39	1 から 7 まで （略） 8 応援要請等に基づく受入れ体制 （ 1 ）広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（ <u>「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。</u> 以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定を締結し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 （略）	1 から 7 まで （略） 8 応援要請等に基づく受入れ体制 （ 1 ）広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（ <u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。</u> 以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定を締結し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 （略）	▶防災基本計画の修正
41	（ 2 ） （略） 9 から 11 まで （略） 12 <u>人材</u> 及び防災資機材の確保等に係る連携 市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足することを想定し、必要な <u>人材</u> 及び防災資機材の確保等について、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。	（ 2 ） （略） 9 から 11 まで （略） 12 <u>人員</u> 及び防災資機材の確保等に係る連携 市は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足することを想定し、必要な <u>人員</u> 及び防災資機材の確保等について、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。	▶防災基本計画の修正
	第 7 節 （略）	第 7 節 （略）	
	第 8 節 避難受入活動体制の整備	第 8 節 避難受入活動体制の整備	
45	1 （略） 2 指定避難所等の整備 （ 1 ）から（ 7 ）まで （略） （ 8 ）指定避難所等における設備等の整備 市は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努め	1 （略） 2 指定避難所等の整備 （ 1 ）から（ 7 ）まで （略） （ 8 ）指定避難所等における設備等の整備 市は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努め	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考
45	るとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める	るとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める	▶防災基本計画の修正に伴い第11節へ
48	（9）物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、性的マイノリティ及び子供にも配慮する。また、必要に応じて指定避難所等の電力容量の拡大に努める。 3から9まで （略） 10 避難所・避難方法等の周知 市は、避難 や避難退域時検査及び簡易除染、 配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 （略） また、住民等に対し具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う 11 （略）	（削除） 3から9まで （略） 10 避難所・避難方法等の周知 市は、避難（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との合同避難等を含む。）や避難退域時検査及び簡易除染、 屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 （略） また、屋内退避から避難に切り替わった際の避難先及び経路の確保等について検討し、平時において住民等へ情報提供するものとする。 11 （略）	▶防災基本計画の修正
	第9節及び第10節 （略）	第9節及び第10節 （略）	
53	第11節 物資の 調達、供給活動	第11節 物資の 備蓄、調達、供給活動	▶防災基本計画の修正
53	1 物資の備蓄・調達、輸送体制の整備 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達及び輸送	1 物資の備蓄・調達、輸送体制の整備 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、原子力災害時における調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努める。 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。 （1）物資の備蓄・調達 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考
53	<u>が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備を図る。</u> 2 物資の備蓄状況、運送手段の確保 （略）	<u>のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、冷暖房器具・燃料等、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</u> 2 物資の備蓄状況、運送手段の確認 （略）	▶防災基本計画の修正
53	3 物資の緊急輸送<u>活動</u> （略）	<u>また、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。</u> 3 物資の緊急輸送<u>体制の整備</u> （略）	▶防災基本計画の修正
54		<u>また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u>	
	第12節から第17節まで （略）	第12節から第17節まで （略）	
	第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策	
	第1節 （略）	第1節 （略）	
	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
	1 （略） 2 施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に係る通報連絡 （1）から（5）まで （略）	1 （略） 2 施設敷地緊急事態（Site Area Emergency）に係る通報連絡 （1）から（5）まで （略）	

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考
66	図3-2-1 緊急時通報連絡系統図 3から5まで（略）	図3-2-1 緊急時通報連絡系統図 3から5まで（略）	▶組織変更の反映
	第3節 活動体制の確立	第3節 活動体制の確立	
81	1から7まで（略） 8 原子力被災者生活支援チームとの連携（略） 市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する被災者支援チームと連携し、<u>子ども</u>等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。	1から7まで（略） 8 原子力被災者生活支援チームとの連携（略） 市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する被災者支援チームと連携し、<u>子供</u>等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。	▶記載の適正化

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考
	9（略）	9（略）	
	第4節（略）	第4節（略）	
	第5節 屋内退避、避難の受入れ等の防護措置	第5節 屋内退避、避難の受入れ等の防護措置	
88	1 屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施 （1）屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等 ①（略） ② 市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、国、県の指示又は自らの判断により、U P Z内の住民等に対し、予防的防護措置（屋内退避）の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう指示を実施するとともに、 <u>U P Z外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u> （略） ③及び④（略） （2）から（5）まで（略）	1 屋内退避、避難誘導等の防護措置の実施 （1）屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等 ①（略） ② 市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、国、県の指示又は自らの判断により、U P Z内の住民等に対し、予防的防護措置（屋内退避）の実施やO I Lに基づく防護措置の準備を行うよう指示を実施する_____。 （略） ③及び④（略） （2）から（5）まで（略）	▶原子力災害対策指針の改正
90	2 指定避難所等 （1）から（5）まで（略） （6）市は、県と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものとなるよう、必要な措置を講じるよう努める。そのため、避難所開設当初から_____パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する <u>よう努めるとともに、食事供与の状況、</u> _____トイレの設置状況_____等の把握に努め、必要な対策を講ずる。 _____ _____ _____	2 指定避難所等 （1）から（5）まで（略） （6）市は、県と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものとなるよう、必要な措置を講じるよう努める。そのため、避難所開設当初から <u>プライバシー確保のための</u> パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する <u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる施設の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、</u> トイレの設置状況、 <u>し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況</u> 等の把握に努め、必要な対策を講ずる。 <u>また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努める。</u> <u>さらに、</u> 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 （7）から（9）まで（略）	▶防災基本計画の修正
91	（10）市は、県と連携し、指定避難所等の設置・運営における女性_____の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ（L G B T等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点 <u>等に配慮する</u> _____。 特に、授乳室や女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室の設置や女性	（10）市は、県と連携し、指定避難所等の設置・運営における女性 <u>や子育て家庭</u> の参画を推進するとともに、男女及び性的マイノリティ（L G B T等）などの多様な性のニーズの違いや多様な生活者の視点 <u>への配慮や子供・若者の居場所の確保に努める。</u> 特に、授乳室や女性及び性的マイノリティに配慮した物干し場、更衣室の設置や女性	▶防災基本計画の修正

登米市地域防災計画 【原子力災害対策編】 新旧対照表

[illegible]

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和7年3月）	修正後	備考
97	<u>（新設）</u>	<u>また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人道的支援の提供が重要となることに留意する。</u>	▶原子力災害対策指針の改正
97	<u>（新設）</u>	<u>⑥ 屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供する。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する。</u>	▶原子力災害対策指針の改正
97	<u>（新設）</u>	<u>⑦ 屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内に留まることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中も実施できるものとする。</u>	▶原子力災害対策指針の改正
		<u>⑧ 原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、国により屋内退避の解除が行われる。</u>	
		<u>なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1 又は O I L 2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずる。</u>	
	（2）及び（3） （略） 14 から 19 まで （略）	（2）及び（3） （略） 14 から 19 まで （略）	
	第6節から第10節まで （略）	第6節から第10節まで （略）	
	第4章 （略）	第4章 （略）	